

○江南丹羽環境管理組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用
弁償に関する条例

〔昭和 61 年 2 月 20 日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正	平成 3 年 10 月 15 日	条例第 3 号	平成 11 年 2 月 26 日	条例第 3 号
	平成 4 年 2 月 25 日	条例第 1 号	平成 12 年 2 月 24 日	条例第 1 号
	平成 6 年 2 月 21 日	条例第 1 号	平成 12 年 10 月 27 日	条例第 7 号
	平成 10 年 2 月 23 日	条例第 1 号	平成 20 年 10 月 30 日	条例第 3 号
	平成 10 年 7 月 31 日	条例第 2 号	平成 28 年 8 月 4 日	条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

- (1) 監査委員
- (2) 公害防止委員会委員
- (3) 機械操作指導員
- (4) 行政不服審査会委員
- (5) 情報公開審査会委員

(報酬の額)

第 2 条 非常勤の職員の報酬は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第 3 条 報酬は、年 2 回に分けて管理者が定める日に支給する。ただし、月額で定められている報酬については、その月の管理者が定める日に、日額で定められている報酬については、その都度支給する。

第 4 条 新たに監査委員となった者には、その日から報酬を日割計算により支給する。

- 2 監査委員が任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。
- 3 任期満了又は辞職によって監査委員の職を離れた者が、離職の日又はその翌日に再び同一の職についたときは、引き続き在職したものとして報酬を支給する。
- 4 前 3 項の規定は、機械操作指導員の報酬の支給について準用する。

(日割計算の方法)

第 5 条 日割計算は、年額のもの、12 分して、その月の現日数を基礎として計算する。

(費用の弁償)

第 6 条 非常勤の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、江南丹羽環境管理組合の条例の準用に関する条例（昭和 50 年条例第 8 号）本則第 8 号において準用する江南市職員の旅費に関する条例（昭和 30 年江南市条例第 6 号）の規定による市長の旅費相当額とする。

- 3 前項に定めるもののほか、非常勤の職員に支給する旅費の支給方法については、一般職の職員の旅費支給の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和60年10月1日から適用する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 江南丹羽環境管理組合議員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和42年条例第1号）

(2) 江南丹羽環境管理組合監査委員の報酬及び費用弁償支給条例（昭和42年条例第2号）

附 則（平成3年10月15日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年2月25日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月21日条例第1号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年2月23日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月31日条例第2号）

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年2月26日条例第3号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月24日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月27日条例第7号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月30日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額
監査委員（識見を有する者）	年額 90,000 円
監査委員（議会選出者）	年額 48,000 円
公害防止委員会委員	日額 6,000 円
機械操作指導員	月額 152,000 円
行政不服審査会委員	日額 6,000 円
情報公開審査会委員	日額 6,000 円